

まん延防止等重点措置期間の子ども家庭部所管の施設について

【自然の村】

東京都から、1月21日（金）から2月13日（日）までの取扱いにおいて、都民に対する、不要不急の外出及び都道府県間の移動自粛の要請が示されたため、その期間については閉村とする。